

転ばぬ先の『救命処置』

沖縄職業能力開発大学の船木先生より受け継ぎました亀田です。紹介していただいた船木先生は、新潟職業能力開発短期大学の恩師で、在学中だけでなく、卒業後も何かとお世話になりました。沖縄でも相変わらず…といった感じのようです。

私は平成12年に新潟職業能力開発短期大学を卒業し、新潟市の土木建設会社を経験して、現在は新発田広域消防胎内消防署で勤務しています。消防士としては3年目ですが、まだまだ努力が足りないかと痛感しています。

さて、このたびテーマとしたのは『救命処置』です。心臓マッサージや止血法などのことで、応急手当と提供していただければわかりやすいと思います。

救急の現状としては、医師と看護師、救急隊員等が、それぞれの役割のもとに連携を保ちながら、救急現場に到着し、できる限り速く適切な処置を提供し、傷病者の搬送時間も短縮していくことが必要です。

しかしながら、医師や救急隊が処置をするまでにある程度の時間がかかってしまいます。傷病者のことを考えると、救急隊が到着するまでの時間をどうするかということが課題となります。やはりそれは、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等））に頼るしかありません。

心臓が停止した人の命を救うには心停止後3～4分以内に心臓マッサージ等の応急手当をすることが効果的ですが、通報があってから救急車が到着するまでは平均して6分かかっているのが現状です。心停止から救急車が到着するまでの間、バイスタンダーによって、できるだけ速く応急手当を開始していただくことが、救命率向上には非常に重要なのです。

しかしながら、心停止後、応急手当がなかなか行われていないのが現状です。

一般の方に、応急手当が積極的に行われていない理由をたずねると、「方法がわからない」、「症状が悪化するかもしれない」、「かわりたくない」などの答えが返ってきます。

そんな答えや気持ちがわからないわけではありません。ただ、考えてほしいんです。応急手当というのは、見知らぬ人や、親しい人の命を助けるためにあるだけではなく、自分が倒れたときに、だれかにその命を助けてもらうためにもあるんだと。

もし、突然倒れてしまったら、助けてくれるのは自分以外のだけかなのです。

1人ひとりが「助ける」という強い気持ちを示して、倒れた人や苦しんでいる人がいたら、ためらうことなく声をかけていただければと思います。

「方法がわからない」については、現在の応急手当の指導は、主に消防機関が行っており、消防署においては、心肺蘇生法等の応急手当に関する知識・技能の普及を図っています。『いざというとき』のために、興味を持っていただいた方はぜひ一度『救命講習』を受講していただければと思います。また、「症状が悪化するかもしれない」については、応急手当を実施して症状が悪化した場合でも、刑法や民法により、手当をした方の責任は問われませんので勇気をもって応急手当を実施してください。

今回のリレートークは、新潟職業能力開発短期大学の恩師の村尾欣一先生です。先生には短大時代非常にお世話になりました。

それでは、よろしく願いいたします。

